

2 悪臭の発生を抑制しましょう

環境配慮行動

発生源（生産設備や建物など）を把握します。
 臭いの排出口などの向きや高さに配慮します。
 発生源の密閉化や脱臭装置の設置などにより、臭いを規制基準以下に抑えます。
 焼却や放置による悪臭の発生を防止し、近隣へ配慮します。（情報）

【情報】 悪臭を発生するもの

悪臭は工場施設などの維持管理不適正によるものや、畜舎の不適切なふん尿の処理によるものなどが原因としてあげられています。

近年は、全国的にサービス業に関する苦情の割合が増加する傾向にあり、住宅が近接した飲食店や小売店などの事業活動や、ごみ置きによる悪臭の発生について近隣への配慮が求められます。

資材置場や建設作業現場などでの廃棄物の野焼きは、悪臭だけでなく大気汚染や有害化学物質の発生要因ともなることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

また、小型焼却炉は、周辺への影響を考慮し、極力使用の自粛に努めましょう。

関連する主な法律

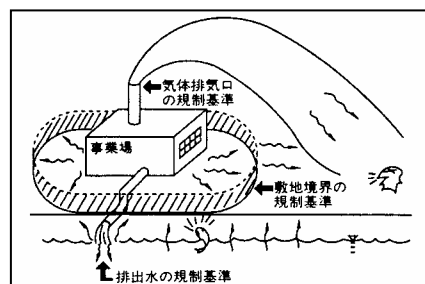
悪臭防止法

工場その他の事業活動に伴う悪臭に対し以下のように規制されています。

1. 特定悪臭物質（22 物質）を指定し、以下の 3 つの排出源への規制基準を定めています。

敷地境界線
 煙突など気体排出口からの排出
 排水

2. 悪臭物質の排出を規制する地域を指定しています。
3. 敷地境界では、規制基準だけでなく、臭気指数の規制基準範囲を設定しています。
4. 悪臭が生じるゴム、皮革、合成樹脂、廃油などの焼却を禁止しています。



臭気指数規制の導入

複合臭問題などへ効果的に対応することを目的として、平成 7 年から従来の特定物質の排出濃度による規制*に加えて、人間の嗅覚を用いて測定する官能法*による規制が導入されました。

これにより、これまで悪臭が感じられながらも、複合臭*などの問題により物質濃度規制では対応が難しかった悪臭においても新たに規制が可能となりました。

本市においても、臭気指数規制の導入に向けた検討を進めています。

* 解説

【物質濃度規制】 22 の特定悪臭物質の濃度を測定し、それに基づいて規制するものです。

【官能法】 臭気測定士が行う三点式比較臭袋法の測定結果に基づいて規制を行うものです。

【複合臭】 複数の物質が混合した悪臭のことです。物質濃度規制においては、アンモニアなどの悪臭物質毎に測定を行いますが、実際の悪臭は複合臭である場合が多く、臭いはするが濃度は規制基準以下という問題がありました。